

令和5年度第1回群馬県手話施策推進協議会 議事録

(事務局)

健康福祉部 障害政策課
教育委員会 特別支援教育課

- 1 日時 令和5年6月29日(木) 14時00分から16時00分まで
- 2 場所 群馬県庁 昭和庁舎 35会議室
- 3 出席者 委員12名、事務局8名
- 4 議事
 - (1) 手話施策実施結果等(令和2年度から4年度)
 - (2) 群馬県手話施策実施計画の改訂について

【新任委員の紹介】

【資料説明】

(事務局)

議事(1)について説明。

議事(2)について説明。

【質疑応答】

(金澤委員)

現在の登録手話通訳者の人数と、年齢構成を教えてください。

(事務局(山田補佐))

令和4年4月1日時点で、登録手話通訳者は109名。

年齢構成としては、20代が1名、30代が10名、40代が33名、50代が23名、60代が36名、70代が6名という構成。若年層の手話通訳者が少ない状況である。また、平均年齢は、53.9歳である。

(早川会長)

資料の数値目標については、今後更新するのか。

(事務局(山田補佐))

数値目標は、次回の協議会で諮りたい。

(早川会長)

群馬県聴覚障害者連盟（以下「群聴障連」という。）では、令和2年度から4年度までの2年間、新型コロナウイルスの感染者向けのコールセンターにFAXで相談できることについて、ホームページでの掲載箇所がわかりづらく、会員への周知が十分に図れなかった。

令和4年度から、県で遠隔手話通訳の体制を整えたが、体制整備の動きが遅かったと感じている。

実際に聴覚障害者が新型コロナウイルスに罹患したが、サポートの体制が分からず、1人で病院へ行ったという事例もあった。

情報保障として、災害時なども含めた、遠隔手話の体制整備に向けた審議を進めていく必要を感じている。

(金澤委員)

2点お話ししたい。

1点目は、若年層の手話通訳者不足について。

若年層の手話通訳者不足は、現状の大きな問題である。

100人程度の登録者のうち、40歳未満は10人程度だと承知しているが、この状況で10年後・20年後をどう迎えるのか。この状況はとても深刻であり、本気で考える必要がある。

奉仕員養成研修の受講年齢も、高齢化しており、全国的に見ても同じ問題を抱えている。厚労省では、若年層手話通訳者養成のため、全国手話研修センターへの委託事業を開始している。

群馬県でも、福祉系の大学に県が手話講師を派遣するなど、構造的に変化が必要なのではないかと感じている。この協議会のメンバーも手話通訳者養成に取り組む当事者でもある。そのため、この場で「県にしっかりしろ。」と言うだけではいけない。

前回の協議会では、手話通訳者養成に取り組む民間企業の参入も検討しなくてはならないのではと議論になった。高崎市では過去に、予算措置を十分に行い、養成講座の数を増やす検討をしていた。その際、「養成講座の講師がいらない」と問題になった。それを受けて、講師を養成するための講座を準備しようとしたが、そこでも「参加者が確保できない」と前に進まなかった経緯がある。このような経緯を踏まえた、前回協議会での意見であったため、もっと大きな枠で手話通訳者養成をどう考えていくのか、協議会として検討できれば良い。

2点目は、群馬県手話言語条例について。

群馬県手話言語条例の原点を、きちんと抑える必要がある。手話言語条例は議員提案を受けて策定している。中でも群馬県は、全国3番目に手話言語条例を制定した。議員提案で条例を策定する例は少ないが、手話条例はそれだけ条例を定める必要性が高かったということ。

条例と照らしながら、計画を策定・実施していかななくてはならない。条例の中で、取り組みやすい部分が計画に盛り込まれている様子もうかがえる。手話言語条例がなくても実施していたと思われる施策の実施状況を計画に掲載する必要があるのか。例えば、聾学校での乳幼児相談の件数など。乳幼児相談を受け付けること自体は、手話言語条例と関係ないのではないか。その相談の中で、ろうの両親からの乳幼児相談をきちんと受けられるように、担当職員の手話スキルを向上させるとか、ろう者を外部講師として呼ぶなど、どのような相談支援内容が図れているのかということが、大切。条例は、乳幼児期から手話を使用していない状況を改善するために制定している。そのため、乳幼

児相談自体の件数ではなく手話に関する相談内容及び相談を受ける手話環境の体制整備が大切だと考える。

あるいは、条文（群馬県手話言語条例第12条）の中で、「手話を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶ」というフレーズがあるが、これは全日本ろうあ連盟が制定を求めている手話言語法の「手話の5つの権利」を参考に策定している。この条文は、策定時かなり議論が行われている。この条文について触れると、授業で手話を使用しているだけの現状は、「手話で各教科・領域を学ぶ」の対応であり、国語・日本語を学ぶように、言語としての「手話を学ぶ」時間は得られていない。自立活動では実施しているだろうが、群馬県手話言語条例に基づいて、施策を講じる必要がある。

このように原点である条例と照らして、今まで実施できていなかったことに取り組むという姿勢で、次期計画を考えていかなければいけないと思う。

（事務局（齊藤課長））

本日は、第2次計画での実施状況の説明及び次期計画改訂に向けた考え方を整理するため、たたき台を示ささせていただいた。委員の皆さまにも、また後日追加で意見をいただきたいと思っているが、先ほど金澤委員からいただいた意見は非常に重要であると考えている。

条例の内容をどのように計画に落とし込んでいくか、その示し方や内容についても、議論をいただきながら、今後の協議の中で検討していきたいと考えている。

（山口委員）

2点お話ししたい。

1点目は、質問。ろう児やろう者にとって、ソーシャルメディア、SNS、YouTubeというのは、親和性のあるツールなのかという点。

次期計画案の中でも「ソーシャルメディア等を活用した普及・啓発事業の推進」とあるが、これは当事者の方々にも有用なのか？県の広報番組に手話通訳がつかなくなってしまった中で、SNSの活用は重要であると考え。さきほど早川会長が仰っていたコロナ時の情報発信など、うまく伝わらないことがある中で、SNSがきちんと機能してくれるといいなという気持ちがある。

もう1点は、手話の国際言語デーでのブルーライトアップについて。昨年度前橋市では、臨江閣とグリーンドームでライトアップを実施。テーマを掲げたグリーンドームのライトアップは、この機会が初であった。このライトアップ事業をとおして、本市としては広報や周知が不十分であったと感じた。もし、今後いろいろな市町村でこの取組を実施していくのであれば、足並み揃えて県全体でなにかできればよいのではないかと考えている。

（岡田委員）

聾学校の高校生に限定して申し上げると、スマートフォンを所持している生徒がほとんどで、学習用にタブレットも所持している。そのため、ソーシャルメディア等への親和性は高いと言えるだろう。

(金澤委員)

ソーシャルメディア等を活用した普及・啓発事業については、どのような内容にするのかが大切。オススメは、ろう者が自ら出演者となり配信すること。聾学校の高等部の生徒が出演者になり、県のチャンネルを使って配信するなど面白いと思う。ちなみに群馬大学では、学生 YouTuber がおり、メイン 2 人は聾学校卒のろう者。

また災害時の対応としても、SNS が有用である。災害時に電話やメールが使えない状況でも、Twitter などの SNS や Web 媒体が情報発信ツールとして強靱であった事例がある。そのようなことも踏まえて災害対策として、SNS や Web 媒体を活用することも検討されたい。災害時は、通訳者も被災者の当人となる。

被災者みんなで助けあった過去の事例もあるが、今後は Web 媒体などの安定した手段で、災害時や緊急時に遠隔で手話通訳支援できるような体制を検討する必要がある。

(早川会長)

2 点お話ししたい。

1 点目は、ブルーライトアップについて。群聴障連として、各協会へブルーライトアップ事業について周知済み。各協会から各市町村へ相談するようにお知らせした。市町村のみではなく、県でも実施していただきたい。

2 点目は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（以下「アクセシビリティ法」という。）に関すること。条文の中に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と明記されている。そのような中で、県広報番組に手話通訳がなくなってしまったことが残念。ろう者が手話通訳を見て情報を得るだけでなく、健聴者も番組を見て手話通訳を理解するきっかけになると思う。

高齢のろう者など、テレビ以外の媒体を見られないろう者に向けた情報保障を検討されたい。県が番組を 1 枠購入しないと手話通訳がつかないと聞いたことがある。群馬県手話言語条例があるのに、そこに基づく、情報保障が実施されていないことにショックを受けている。

(金澤委員)

今の県広報番組の議論は非常に重要。民間事業者は規模がそれぞれだが、障害者差別解消法が対象とする民間事業者は非常に広い。その中でも、地方テレビ局は公共性が高い民間事業者であるといえる。群馬県手話言語条例の 7 条では、事業者の役割について定められている。この点について、民間事業者の理解を促していく必要がある。

加えて、アクセシビリティ法が施行された。それを踏まえて次期計画では、条例に加えて法律に基づいた整理が必要になる。アクセシビリティ法の中は、行政機関だけではなく、民間事業者が主体者である。そのような情勢も含めて、次期計画にむけた民間事業者への対応についても、県に取り組んでもらいたい。

(八木委員)

3点お話ししたい。

1点目は、ブルーライトアップ事業について。群聴障連からの通知に基づき、県内の聴覚障害者協会が地元市町村と交渉を行っている。居住している渋川市では、全日本ろうあ連盟が結成された伊香保温泉を抱えているため、渋川市とライトアップの場所等、実施に向けて相談している。

2点目は、手話通訳者の不足の問題。手話通訳者になるまでには、多くの時間が必要。群馬県で手話通訳者認定試験が始まったのは、昭和52年だが、手話通訳者の高齢化など通訳者不足の問題が継続している。

また、県全体で、手話通訳者は200人以上いる。しかし、派遣の登録をする方は100人程度。かつ日中の派遣に対応できる方、時間的に都合がつく方と、どんどん絞られていくと実際に派遣に対応できる方は、ごく少数となる。市町村の派遣事業も同じ状況で、日中の派遣に対応できる手話通訳者がいない。

国の手話通訳士試験が開始されたのは平成元年。それから30年が経過したが、手話通訳士に合格しても、すぐに職業にはつながらない。生業にならないため、魅力がないといった点も大きな問題になっている。その中で、手話通訳士を国家資格にといった議論も行われているが、まだ十分な結論に至っていない。

手話通訳者の確保については、喫緊の問題であるため、個人的にもなんとかしたいと考えている。

3点目は、アクセシビリティ法について。

この法律に関する内容が、計画の中に反映されれば良いと考える。アクセシビリティ法の理念の中に、健聴者が得る情報と、同一内容を同一時点にろう者が取得できるように整備していくという理念がある。その中で、県広報番組がなくなったということを受けて、情報保障のための施策が次期計画に入ってくれば良いと思う。実効性のある計画を検討していきたい。

(金澤委員)

手話通訳については、やはり若年層の養成が急務。養成に時間がかかることも問題であるため、共同研究などをおして養成研修の短縮を図ることも考えていきたい。何人合格したかということと同時に、合格に何年要したかという情報も重要になると思われる。

加えて、来年度より改正障害者差別解消法が施行される。事業者の合理的配慮の提供が努力義務から法的義務になる。事業者にどの程度の合理的配慮を求めるのかは、事業者の規模や公共性に影響されると思われる。大学や病院、テレビ局などには、行政機関と同等レベルの合理的配慮への法的義務があるということを前提に、県も施策を進めるべきだと考える。

併せて群馬県手話言語条例第13条では、事業者への支援を明記している。

その中で、例えば、医師会、商工会議所などを含む、医療関係や経済関係の団体に対して、県が助成をすることで、事業者が障害者差別解消に取り組むといった環境整備が必要になるだろう。合理的配慮への取組は、行政機関だけでなく、民間事業者を含め全員が必要なこと。

障害者差別解消法の改正を意識した計画策定を検討されたい。

(小林委員)

群馬県の手話通訳者は、20年前は若年層がほぼいなかった。そのため、若年層が全く増えていない訳でない。

若い方や学生などに、手話通訳者を目指してもらえないことを問題視している。群聴障連が、福祉系の大学や専門学校にも、講師派遣をして、手話を学んでいる学生は少ない。その出口、就職先が少ないことがまた問題としてある。

一方で、行政機関に手話通訳者をお願いという声に答えるべく、行政機関が手話通訳者の採用を募集するが、なかなか手が挙がらない現状もある。手話通訳者は、役所ではなく現場で手話通訳者として支援したいと考える人が多いのではないかと思う。そのようなジレンマがある。

個人的には、行政職を目指す学生に手話を学んでもらうのが良いと思っている。手話の体得が就職の際にも役立つのではないか。

(金澤委員)

群馬県で奉仕員及び手話通訳者養成研修のカリキュラムに対応している大学は、群馬大学のみ。

手話通訳者養成カリキュラムを満たす内容を大学等で増やし、若年層の手話通訳者を増やそうと国で取り組んでいる。

手話通訳ができるだけで就職ができる時代環境でないため、手話通訳の専攻の学科を立ち上げる情勢には至っていない。そのような専攻を構えても、人が集まらない。そのため、他のしかけが必要。

群馬大学の場合は特別支援学校教諭を目指す専攻の学生を主対象として想定して手話通訳者養成カリキュラムを入れている。また、福祉系の大学でも、全国手話研修センターによる手話通訳者養成カリキュラムを入れた事例もある。そのような事例も参考にしながら、若年層の手話通訳者養成の手段を探っていただきたい。

(事務局 (齊藤課長))

委員の皆さまからいただいた意見にもあったように、国の法改正などを踏まえた、次期計画の検討が必要であると改めて認識した。加えて、前回の協議会からも引き続き議論の対象となっている、手話通訳者の育成、処遇・就職などの問題は、社会全体で取り組んでいかなければいけないと感じている。しかし、その一方で、時間の経過を待つだけではなく、課題に対して工夫して対応する必要があると考える。

また、ブルーライトアップ事業は、昨年度急遽実施した経緯がある。次期計画の中では、きちんと施策として位置づけて実施を図ろうと考えている。今年度も、どのような形で実施できるか検討したい。

本日の皆さまからいただいた御意見と後日収集させていただく意見とを併せて、今後も次期計画案及び今後の手話施策推進体制について検討していきたい。

(事務局 (山田補佐))

参考資料を説明

(事務局 (川田次長))

今後のスケジュールを確認し、閉会